

国際金融サービスに対する税制上の優遇措置



国際ビジネス活動 (IBA: International Business Activity) に登録すると、該当する活動で得た所得に対する州税は全額まで還付を受けることができ、2012年度は15%の連邦法人所得税のみがかかります。

該当する収入と活動とは？

通常、活動の一方の当事者がカナダの非居住者（企業）で、以下の活動を対象とした非居住者（企業）向けの取引、または非居住者（企業）との取引、もしくは非居住者（企業）の代理で行われる取引がこれに該当します。

資金管理など投資一任業務およびアドバイス

- 顧客勘定の管理の委託手数料収入
- 外国為替管理料収入
- カナダで非上場の外国証券関連のカナダ人顧客の勘定管理料収入
- 資産運用計画、投資に関する助言、ウェルスマネジメント計画等の手数料収入
- 財務調査料収入

財務活動を支援する管理業務サービス

投資信託、プール資金、ヘッジファンドの管理サービス

- 非居住者資金管理料収入
- カナダで非上場の外国証券関連のカナダ資金管理料収入

国際融資およびローンシンジケーション

- 外国通貨による融資または預金の手数料収入（ただし企業内融資は除く）
- 債務返済保証による手数料収入

債券およびコマーシャルペーパーの発行、証券化

- 非居住者を対象とした債務、株式、もしくは有価証券の売却もしくは引受け業務の手数料収入

外国為替

- 居住者並びに非居住者を対象とした外国為替取引による手数料収入（外国為替業務を主業務とした銀行および金融会社が対象）

顧客財務業務管理

資産金融業務

- 直接金融リースの提供

輸出入金融業務

- 信用状の発行および引受け、または荷為替手形の取立て
- 債務者が国外の場合、輸出金融もしくは輸入金融の提供
- 非居住者（企業）から買い取った償還請求権のない（ノンリコース）貿易売上債権の割引またはファクタリング（売掛債権買収）

バックアップ支援サービス

- 主要設備や建物・施設が一時的に使用不能となった場合、非居住者（企業）の事業を続けていくために、サービス、設備、建物・施設などのバックアップ支援サービスの提供

資産管理業務・受託財産業務

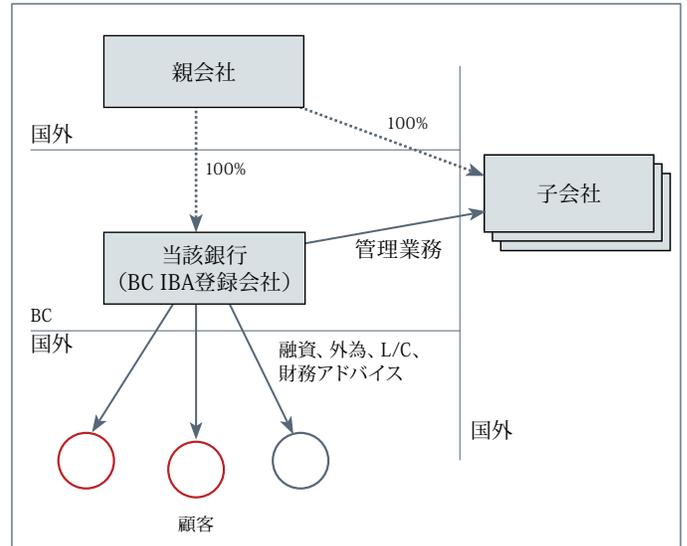
- 非居住者の信託の管理人、または未成年の非居住者の後見人、非居住者のみが相続人となっている非居住者の遺産管理人としての業務を提供

ブリティッシュ・コロンビア州政府の発表によると、カナダ国内で営業している外国銀行の支店（スケジュールIIIの銀行）もBC州のIBAプログラムへの参加資格が認められるようになるが、この改正案を実施する規則は未だ発効していない。

状況分析 — 外国銀行の子会社

実例

- 外国法人の親会社は完全所有子会社としての銀行をブリティッシュ・コロンビア州バンクーバーに設置。当該銀行は親会社の北米支店として営業する。
- 当該銀行は、金融機関監督庁が所管する銀行法スケジュールIIに該当する銀行としてカナダで登録されている。
- 当該銀行は、事業を行う一定の場所をブリティッシュ・コロンビア州に定め、カナダで法人化されている。
- 当該銀行の業務には、カナダ国外の事業体への融資、外国為替の取扱い、当事者の一方がカナダに事業所がある場合の信用状の供与、非居住者（企業）への財務アドバイスなどが含まれる。
- 当該銀行はカナダ国外の関連会社（支社）に対する管理業務も行う。



分析

- 当該銀行は以下の理由によりIBAプログラムへ登録資格がある。
 - 「国際金融ビジネス」を営む
 - カナダ法人である
 - BC州に恒久的施設を有する
- 登録を維持するには、当該銀行はAdvantageBCの会員になる必要がある。
- 当該銀行は非居住者（企業）に対し積極的に融資業務を行う。これは国際ビジネス活動に該当する。
- 当該銀行は非居住者（企業）に財務アドバイスを行い、信用状を供与する（ただし、取引の一方の当事者が非居住者（企業）であること）。この2つとも国際ビジネス活動に該当とする。
- 当該銀行が居住者（企業）または非居住者（企業）を対象に扱う外国為替業務は、国際ビジネス活動に該当する。
- 当該銀行は関連会社の財務活動に直接関連した管理業務を提供する。これは国際ビジネス活動に該当する。
- 当該銀行は自行が行う国際金融ビジネスに関して支払った州法人所得税の還付を受ける資格がある。

ブリティッシュ・コロンビア州の競争上の優位性

- BC州の法人所得税率は10%。州政府は2010年4月付けで金融機関に対する資本税を廃止した。
- Z/Yen グループが2012年9月発表した世界金融センター指数によると、フィナンシャルセンターの部でバンクーバーは世界16位にランクされている。ウエルス・マネジメントの分野でも8位にランク。
- バンクーバーには交通インフラが非常に整備され、バンクーバー国際空港からカナダ国内を始め、米国や他の国々の121都市へ直行便が運航されている。
- 米西海岸に位置するBC州は、アジア、ヨーロッパ、北米各地と同じ営業日に取引を行うことができる。
- BC州はアジア太平洋地域へのカナダのゲートウェイである。
- 世界最大の市場である北米自由貿易地域や米国に隣接しており、ブリティッシュ・コロンビア州の企業は北米自由貿易協定下で関税なしで市場へアクセスできるメリットがある。

登録企業の社員にも、州所得税の還付を受けられる場合があります

IBAプログラムに参加する企業は、社員を国際ビジネス (IB) スペシャリストとして登録することができます。

- 登録IBスペシャリストは該当する所得にかかる州税の還付を申請することができる。還付額は初年度と2年度目は全額、3年度目は75%、4年度目は50%、5年度目は25%。
- この資格を満たすには、年俵が最低\$100,000であること。
- IBスペシャリストはカナダ国外から赴任して、特定の専門知識を提供すること。またカナダに入国する前に雇用契約を既に交わしていること。
- 業務に費やす時間の最低70%は該当する国際ビジネス業務に専念することが義務づけられている。
- 管理部門業務ならびにバックオフィス業務に従事する場合は、時間割合の義務付けはない。
- プログラム参加企業の関連会社内で、適用資格のある、管理部門業務ならびにバックオフィス業務に従事するスペシャリストの数は4名までとする。

IBAプログラムに参加する企業は、重要な意思決定を行う人 (複数可) をエグゼクティブ・スペシャリストとして登録することができます。

- 登録エグゼクティブ・スペシャリストは該当する所得にかかる州税の還付を申請することができる。還付額は初年度と2年度目は全額、3年度目は75%、4年度目は50%、5年度目は25%。
- この資格を満たすには、年俵が最低\$250,000であること。
- この年俵報酬は、プログラム参加企業の国際金融ビジネスの収入の計算に必ず組み入れること。
- プログラム参加企業の関連会社内で、適用資格のあるエグゼクティブ・スペシャリストの数は2名までとする。
- 雇用契約を交わす前は、カナダの非居住者であったこと。正式にカナダの居住者となる年の12月31日までに登録申請することが義務づけられている。
- 契約を交わす者、およびその親族は、登録企業と (アームズレングスルールに則して) 対等の立場で公正な取引を行うこと。

詳細のご案内

AdvantageBC International Business Centre • Vancouver (旧FC BC) はブリティッシュ・コロンビア州へ国際ビジネスの誘致推進を目的に1986年に設立され、国際ビジネス活動 (IBA) プログラムを通じて法制化された税制上の優遇措置の利用を積極的に奨励しています。AdvantageBCでは、税制優遇措置をはじめ、高学歴で多言語をあやつる人材、優れた通信インフラ、クリーンで優位性の高いエネルギー、高い生活水準など企業投資に最適な場所としてブリティッシュ・コロンビアがもつ数々のメリットを広くご案内しています。詳細はAdvantageBCのWebサイトwww.advantagebc.caへアクセスしてください。

国際ビジネス活動 (IBA) プログラムは、ブリティッシュ・コロンビア州財務省が所管しています。登録には、一定の基準を満たす必要があります。詳細は同省Webサイト (www.sbr.gov.bc.ca/business/Income_Taxes/International_Business_Activity/iba.htm) をご覧ください。

本内容は便宜上の手引きとしてのみ解説したもので、法律に代わるものではありません。企業各社が国際ビジネス活動法 (IBAA) に定められている優遇措置の利用を検討している場合、各社ごとに本措置を適用できるかどうか専門家にご相談ください。

2012年10月

お問い合わせ先

Bruce Flexman, MBA, FCA
President
T: 604.683.6627
F: 604.683.6646
E: bflexman@advantagebc.ca

Jimmy Mitchell
Vice President, Business Development
T: 604.558.1007
F: 604.683.6646
E: jmitchell@advantagebc.ca

www.advantagebc.ca